(二)　不当廉売された指定貨物の輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実が指定された期間の満了後に継続し、又は再発するおそれに関する事項

イ　三か国からの不当廉売された指定貨物の輸入量は、不当廉売関税の課税に伴い、一旦は減少したものの、平成二十二年度以降顕著な増加を示している。

ロ　本邦の産業においては、

①　不当廉売関税の課税後、国内販売価格が上昇し、国内販売量及び販売額が増加したことに伴い、営業利益が増加する等、不当廉売関税の効果がみられた。

②　国産品と輸入品で商品に差異はなく、価格により販売量が左右されることから、依然として本邦の産業は不当廉売された指定貨物の輸入によって実質的な損害を極めて受けやすい状況にある。輸入が著しく増加した平成二十二年度以降は、国内販売量、国産品の市場占拠率は減少傾向にあり、それを受け、平成二十三年度は、国内生産量、稼働率、国内販売額、営業利益も減少している。

③　不当廉売された指定貨物の輸入は不当廉売関税の課税後も継続しており、国内販売価格に下方圧力がかかった結果、原料価格の高騰を国内販売価格に転嫁できず、価格の上昇が抑制されている。

以上のことから、指定された期間の満了後、実質的な損害の事実が継続し、又は再発するおそれがある。

八　不当廉売関税に関する政令第十条第一項前段及び第十条の二第一項前段の規定による証拠の提出及び証言、同令第十一条第一項の規定による証拠等の閲覧、同令第十二条第一項の規定による対質の申出、同令第十二条の二第一項の規定による意見の表明並びに同令第十三条第一項の規定による情報の提供についてのそれぞれの期限

(一)　証拠の提出及び証言についての期限　平成二十五年三月一日

(二)　証拠等の閲覧についての期限　調査終了の日

(三)　対質の申出についての期限　平成二十五年三月二十九日

(四)　意見の表明についての期限　平成二十五年三月二十九日

(五)　情報の提供についての期限　平成二十五年三月二十九日

なお、これらの手続のほか、供給者及び本邦企業の実態調査（現地調査を含む。）を行う予定である。

九　その他参考となるべき事項

(一)　本件について、不当廉売関税に関する政令第二条第三項の規定において中華人民共和国（香港地域及びマカオ地域を除く。）を原産地とする特定の種類の輸入貨物の生産者が明確に示すこととされている「特定貨物の生産及び販売について市場経済の条件が浸透している事実」には、以下の事実が含まれるものとする。

イ　価格、費用、生産、販売及び投資に関する生産者の決定が市場原理に基づき行われており、これらの決定に対する政府（当該輸入貨物の原産国の中央政府、地方政府又は公的機関をいう。）において同じ。）の重大な介入がない事実

ロ　主要な投入財（原材料等）の費用が市場価格を反映している事実

ハ　労使間の自由な交渉により労働者の賃金が決定されている事実

ニ　生産手段の政府による所有又は管理が行われていない事実

ホ　会計処理が、国際会計基準又はそれに準じた形で適切に行われており、財務状況が非市場経済的な要因により歪められていない事実

(二)　証拠の提出及び証言、証拠等の閲覧の申請、対質の申出、意見の表明又は情報の提供の宛先

東京都千代田区霞が関三丁目一番一号　財務省関税局関税課特殊関税調査室

(三)　その他　日本語以外の言語による証拠の提出及び証言、証拠等の閲覧の申請、対質の申出、意見の表明又は情報の提供を行う場合には、日本語の翻訳文を添付するものとする。

別表　調査に係る貨物の主な供給者

国名	供給者名
南アフリカ共和国	DELTA EMD (PTY) LTD.
中華人民共和国	中信大錳矿业有限责任公司 广西崇赫曼康密劳化工有限公司 广西桂柳化工有限责任公司 广西汇元锰业有限公司 广西靖西县一洲锰业有限公司 贵州红星发展大龙锰业有限责任公司 贵州红星发展进出口有限责任公司 湖南阳光电化有限公司 湖南振兴化工股份有限公司 桂阳县冶金化工有限责任公司 广州住友商事有限公司 湘潭电化科技股份有限公司
スペイン	CELAYA EMPARANZA Y GALDÓS INTERNACIONAL S.A. ENERGÍA PORTÁTIL, S.A.

(注)　申請者が提出した申請書に記載されているものを記載した。

公　　告

諸　事　項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２４年（フ）第１１７２０号

埼玉県上尾市愛宕３丁目13―16

債務者　澁谷　昌之

1　決定年月日時　平成24年10月17日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　高田　正雄

4　破産債権の届出期間　平成24年11月14日まで

5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年12月７日午前10時30分

6　免責意見申述期間　平成24年12月７日まで

東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１１９２３号

東京都杉並区桃井２丁目12―８―102

債務者　佐藤　武仙

1　決定年月日時　平成24年10月17日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　河崎健一郎

4　破産債権の届出期間　平成24年11月14日まで

5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年12月７日午前11時30分

6　免責意見申述期間　平成24年12月７日まで

東京地方裁判所民事第20部